

令和 5 年 5 月 8 日

保護者 様

狭山市立入間野小学校
校長 宮原 礼典

新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

夏の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃、本校の教育活動に対し、ご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、去る4月28日付「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（文部科学省）により「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）の改定が通知されました。このことを受け、狭山市教育委員会より「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」が示されました。

つきましては、本校は下記のとおり対応してまいります。

記

1 基本的な感染対策について

(1) 健康観察

- (ア) 発熱や咽頭痛、咳等の**普段と異なる症状がある場合には、無理して登校せず自宅で休養するよう**お願いします。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であるので、**軽微な症状の場合は登校を一律に制限しません。**
- (ウ) 「健康観察カード」による毎日の体温チェックとその提出は行いません。

(2) 換気の確保

- (ア) 従来どおり、気候上可能な限り、常時換気に努めます（「換気機能付き空調設備（ロスナイ）」の常時運転を含む）。
- (イ) 適宜効果的な換気に取り組みます。

(3) 手洗等の趣旨消毒

- 教室入室時やトイレの後、給食の前後などにおいては、流水と石けんでのこまめな手洗を励行します。

(4) マスクの着用

- (ア) マスクの着用を求めないことを基本とします（着用は個人の判断にゆだねることを基本とします）。
- (イ) マスクを外したい児童が外しやすい環境となるよう配慮します。

(ウ) 熱中症のリスクを踏まえ、体育の授業や登下校時など場面に応じてマスクを外すことは励行します。

(エ) 社会一般においてマスクの着用が推奨される場面（例：高齢者施設への訪問）では、マスクを着用することを推奨します。

(5) 昼食・給食

(ア) 「黙食」の励行を行いません。ただし、食事前後の手洗や適切な換気を実施するとともに、会食中は大声の会話を控え、飛沫を飛ばさないようにするための指導を行います。

(イ) 給食の時間を利用した食育（バランスよく食べることの大切さ、仲間と味わう食事の楽しさ等）を推進します。

2 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策

(1) マスクの取扱い

○ 感染流行時等には状況に応じて教職員がマスクを着用する又は児童に着用を促す場合があります。なお、マスクの着用を強いることはないようにします。

(2) 身体的距離の確保

○ 感染流行時等には、状況に応じて、授業等における活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童の間隔を可能な範囲でとる場合があります。その際、換気を組み合わせることなどにより現場の状況に応じて柔軟に対応します。

(3) 活動場面ごとの感染症対策

○ 感染流行時等には、状況に応じて、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて以下のことを行います。

- ・ 「近距離」、「対面」、「大声」での発生や会話を控えるよう指導すること。
- ・ 児童の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保することなどの対策を講じること。

3 その他

● 陽性者（新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合）

○ 出席停止の措置を行います。期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

※ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

○ 出席停止解除後、発生から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

○ 陽性と診断された場合は、その日のうちに学校にご連絡をお願いします。

● 濃厚接触者

○ 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行いません。また、校内における濃厚接触者相当の者の特定を行いません。

- ・ 同居家族が陽性となった児童や学校で陽性者と接触があった児童のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたものとした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていないものについては、直ちに出席停止の対象とすることはありません。
- ・ 感染している疑いがある場合や感染する恐れのある場合に、校長の判断により出席停止の措置を講じる場合があります。

問合せ先

教頭 新谷

2958-2718